

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 愛知県豊川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	74.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.4	%
全職員	60.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	77.3	%
本庁課長相当職	93.2	%
本庁課長補佐相当職	99.6	%
本庁係長相当職	87.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	90.5	%
31～35年	93.0	%
26～30年	95.5	%
21～25年	86.1	%
16～20年	81.3	%
11～15年	71.9	%
6～10年	75.1	%
1～5年	70.1	%

【説明欄】

- ・短時間勤務職員やパートタイム会計年度任用職員については、常勤職員の所定勤務時間等を参考として、職員数を換算している。
- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.1%となっている。
- ・任期の定めのない常勤職員のうち、男性の方が時間外勤務が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は56.9%となっている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員である会計年度任用職員について女性は比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。